

河農告示第 2号

農業委員会に関する法律（昭和26年3月31日 法律第88号）第21条により、
農業委員会を下記のとおり開催する。

平成28年 4月28日

河合町農業委員会
会長 上村佳央

記

1. 日 時 平成28年 5月 9日（月） 午後1時30分より
2. 場 所 河合町役場 3階 第6会議室
3. 案 件 ①農地の権利移動関係について
②農地の転用関係について
③その他